

平成 21 年 11 月 9 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号  
株式会社 三栄建築設計  
代表取締役社長 小池 信三  
(コード番号:3228 名証セントレックス)  
問合せ先: 取締役管理部長 吉川 和男  
電話番号: 03-3395-3591

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 11 月 26 日開催予定の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間にこれを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 6 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 株式取扱規程において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするものであります。
- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 11 月 26 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 11 月 26 日(木曜日)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (株券の発行)  <u>当会社の株式について、株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条 (自己の株式の取得)            (条文省略)</p>	<p>第6条 (自己の株式の取得)            (現行どおり)</p>
<p>第8条 (株主名簿管理人)            当社は、株主名簿管理人を置く。            (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。            (3) <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第7条 (株主名簿管理人)            当社は、株主名簿管理人を置く。            (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。            (3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第9条 (株式取扱規程)  <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第8条 (株式取扱規程)  <u>当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第10条 (基準日)            当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。            (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p>	<p>第9条 (基準日)            当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。            (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第11条～第42条 (条文省略)            第43条 (常勤の監査役)  <u>監査役は、互選により常勤の監査役を置く。</u></p>	<p>第10条～第41条 (現行どおり)            第42条 (常勤の監査役)  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第44条～第58条 (条文省略)  (新設)</p>	<p>第43条～第57条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

以上